

庄内町告示第 2 2 号

令和4年度庄内町米需給調整緊急対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 1 日

庄内町長 富 樫 透

令和 4 年度庄内町米需給調整緊急対策補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による主食用米、加工用米の大幅な価格下落への対策を行い、及び米の需給調整にかかる事業等を緊急的に実施する庄内町農業再生協議会（以下「協議会」という。）に対し、予算の範囲内で令和 4 年度庄内町米受給調整緊急対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成 17 年庄内町規則第 52 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業(次条及び第 7 条において「補助対象事業」という。)は、協議会が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 米の需給調整に係る事業
- (2) 農業の収益力強化に係る事業
- (3) 生産コスト低減の推進に係る事業
- (4) 生産性向上の推進に係る事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 助成費 協議会が農業者に助成する経費
- (2) 雑役務費 口座振込手数料等
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

2 補助金の額は、2,950 万円以内の額とする。

(交付申請)

第 4 条 規則第 4 条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（様式第 2 号）

(実績報告)

第 5 条 規則第 13 条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第 1 号）
- (2) 収支精算書（様式第 2 号）

(概算払)

第 6 条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 規則第 5 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定を受けた協議会は、前項の規定に

より概算払を受けようとするときは、令和4年度庄内町米需給調整緊急対策補助金概算  
払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（帳簿の備付等）

第7条 協議会は、規則第20条第1項に規定する補助対象事業に係る収入及び支出を明  
らかにした帳簿並びにその証拠書類を、当該補助対象事業が完了した日の属する年度の  
翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1 目的	
2 事業内容	
3 事業費等 （その他）	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

様式第3号（第6条関係）

令和4年度庄内町米需給調整緊急対策補助金概算払請求書

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和4年度庄内町米需給調整緊急対策補助金について、令和4年度庄内町米需給調整緊急対策補助金第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払請求額 円
- 3 概算払を必要とする理由
- 4 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			